

柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年9月13日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第17号

柴田町議会委員会条例の一部を改正する条例

柴田町議会委員会条例(昭和39年柴田町条例第217号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務常任委員会 6人 総務課、まちづくり政策課、財政課、税務課、町民環境課、会計課の所管事務その他、他の委員会に属さない事項に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査をつかさどる。 (2)～(4) (略)</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (1) 総務常任委員会 6人 総務課、まちづくり政策課、財政課、税務課、町民環境課、会計課、<u>槻木事務所</u>の所管事務その他、他の委員会に属さない事項に関する事務の調査及び議案、請願、陳情等の審査をつかさどる。 (2)～(4) (略)</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。